

指定管理者制度の活用

公の施設の管理に民間の知識や経験などを取り入れ、市民サービスの向上と経費削減を進めるため、平成18年4月から指定管理者制度を導入しています。

平成20年4月から新たに公民館に指定管理者制度を導入しました。効果額は、平成18年度と19年度に制度を導入した施設と合わせて、約7千9百万円でした。

また、平成21年度から新たにこの制度を導入した温水プールや20年度で指定期間が終了した武道館など19施設の指定管理者を公募・決定しました。

このほか、指定管理者による施設の管理運営のモニタリ



平成20年4月から指定管理者制度を導入した公民館

ング（サービスの提供についての評価）結果をホームページで公表しました。

北海道からの権限移譲の推進

市民生活に密接に関わる行政サービスはできるだけ市民に身近な地方の行政機関が行うことが望ましいという分権型社会への転換が求められています。

市は、市民サービスの向上に寄与できる権限は、北海道から積極的に移譲を受け入れています。

平成20年度は、「中小企業等協同組合の共済規程の認可等に関する事務」など2件の権限の移譲を受けました。

ごみ処理施設の効率的利用

公共施設を有効活用し、自主財源を確保するため、ごみ処理施設の効率的で経済的な利用を進めています。

平成20年度からは、環境センターで南空知公衆衛生組合から可燃性一般廃棄物の受け入れをはじめています。効果額は約4千万円でした。

広告事業の活用

市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的に、市の資産を広告媒体として民間企業などの広告を掲載する「広告事業」を導入しています。

平成20年度は、本庁舎玄関



広告を導入した公用車両

マット、発送用公用封筒、ホームページバナー、公用車両、市民カレンダーや臨空工業団地内の雨水調整池命名権などの広告事業を行い、効果額は約4百万円でした。

組織・機構の簡素合理化と定員管理の適正化

行政課題や市民ニーズに効率的に対応できるよう、組織の見直しと職員の定員管理の適正化に取り組んでいます。

平成21年4月1日現在の組織数は前年同期と比べて4課減の87課192係で、職員数（特別職と病院医療職を除く）は、13人減の75人となっています。その効果額は約1億円でした。

今回は、第4次行政改革「後期」の平成20年度に実施したおもな取組状況についてお知らせしました。時代の変化に対応した活力ある市役所づくりを目指して、今後も行政改革を進めます。

■第4次行政改革の内容は、市のホームページ中、「まちづくり」-「政策・計画」のページでもご覧になれます。

●記事の詳細●
総務部
行政管理課
行政経営係
☎(24) 0512